

令和5年度外部評価指摘事項に係る改善・見直しの検討結果

資料2-1

NO	評価対象事業	所管部	指摘事項	回答	
				対応状況及び今後の方針	スケジュール
1	交通安全対策費	市) 地域振興部	① 各区にて実施する交通安全教室等の実施事業について、既存の統計データや教室実施後の行動変容等の分析を行い、どういった年齢層にどのような教室を行うべきか、あるいは教室以外の手法も含めた事業内容についても検討を行い、交通事故の低減に向けて効果的な事業内容となるよう、柔軟な事業構築を行うこと。 ② 全市・各区の交通安全運動推進委員会の組織体制の見直しを検討し、全ての区に一律で事務局長1人・指導員3人を配置するのではなく、事業実施の規模等、実態に見合った組織体制について、各区の事務局長ポストの在り方も含めた見直しの検討を行うこと。	①交通安全教室について、子どもに対する複数回実施を一旦見直し、各対象団体最低1回実施を維持する。高齢者に対しては、現在と同様に先方への案内を発出し、申込みに基づき実施するが、交通事故の発生状況に応じて関係各所と連携するなど教室に限らず高齢者に接触する機会を増やす方法を検討する。 教室以外の事業として、街頭啓発や地域主体の活動への参加を継続しつつ、交通死亡事故発生時や交通安全運動実施中など集中的な周知が必要な場合は、推進委員会のみでの啓発を実施するなど、状況に応じた活動を都度検討する。 さらに交通安全教室については、未就学児童、小学生及び高齢者を対象として、それぞれの年代や行動変容をはじめ、最近の事例や、これまでの事故発生状況とその傾向を踏まえて、毎年、使用する教材に修正を加え実施している。 死亡事故死者数の7割を超える高齢者に対しては、直接対話による教室形式を実施することにより、頭で理解している「知識」と実際の「体の動き」にズレがある認識の発見や、個別具体的なアドバイスが可能となり、長年の「自己流」を改善し行動変容を促すために有効であると判断している。 また、未就学児童及び小学生は、対面による教室の実施により、「臨場感による集中力の維持」「理解度に応じた柔軟な説明」を得ることができ、車両の速さや死角を五感で学ぶことで判断力の未熟さを補うことができると判断している。また、交通ルール遵守について、未就学児童及び小学生が、指導員と約束を交わすというプロセスを経ることで、子どもたちが自らルールを守ろうとする意識の醸成に繋がる。このことから、各年代において、直接対話による命を守るための教室が必要であると考えます。 ②教育指導員の退職を機に、令和7年度末において、指導員体制の見直しを実施。令和8年度より小規模区である、厚別・清田・手稲区の3区について、指導員を3名から2名に減員し運用している。 事務局長については、4期40日の交通安全運動や街頭啓発、スクールゾーン関係などの活動において、町内会や学校、警察署等の関係機関との連絡調整役を担っており、各区に必要であると考えている。	①随時修正 ②令和8年度の状況を鑑みて引き続き検討していく。